

第9章 ギフトカード及びオレンジカード

第1節 ギフトカード

(ギフトカード)

第302条 「ギフトカード」とは、乗車券類若しくは入場券（以下この章においてこれらを「乗車券類等」という。）と引き換え又は第2編第7章の規定により旅客が支払う旅客運賃・料金相当額に充当することができる当社が発売した証票をいう。

（注）ギフトカードの発売は終了している。

(ギフトカードの額面金額)

第303条 ギフトカードの額面金額は、500円とする。

(乗車券類等との引換え)

第303条の2 旅客は、駅において乗車券類等を購入する場合又は第2編第7章の規定により旅客運賃・料金を支払う場合は、その旅客運賃・料金に相当するギフトカードを引き渡してこれに充当することができる。

(ギフトカードが無効となる場合)

第304条 ギフトカードは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき
- (2) その他不正行為の手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造したものを使用した場合に準用する。

(ギフトカードの様式)

第304条の2 ギフトカードの様式は、別に定める。

(払いもどし)

第305条 旅客は、第303条の2の規定によりギフトカードを使用する際に生ずる額面金額未満のは数を除き、ギフトカードに対する金額の払いもどしを請求することはできない。

2 前項にかかるわらず、旅客鉄道会社のいずれかが、前払式支払手段に関する内閣府令（平成22年内閣府令第3号）第42条に規定する基準を満たさなくなつた場合は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第20条第2項の規定に基づき、旅客は、当該旅客鉄道会社の発売したギフトカードに対しては、前項に規定する額面金額未満の端数の金額であつても払いもどしを請求することはできない。

第2節 オレンジカード

(オレンジカード)

第306条 「オレンジカード」とは、乗車券類等と引き換え、又は精算することができる当社が発売した証票をいう。

(注) オレンジカードの発売は終了している。

(オレンジカードの種類)

第306条の2 オレンジカードの種類は、次のとおりとする。

種類	オレンジカードの表示額
500円券	500
1,000円券	1,000
3,000円券	3,000

(乗車券類等との引換え)

第306条の3 オレンジカード所持者は、オレンジカード用の乗車券類発売機等によって発売する乗車券類等（普通回数乗車券及び別に定める乗車券類等を除く。）と引き換え、又はオレンジカード用の精算機によって精算することができる。

- 2 オレンジカードの表示額又は残額が引換え乗車券類等に相当する金額又は精算額に満たない場合は、別に現金を当該乗車券類発売機等又は精算機に充当することにより、乗車券類等と引換え又は精算することができる。
- 3 前各項の規定によりオレンジカードにより乗車券類等の引換え又は精算を取り扱う駅は、別に定める。

(オレンジカードが無効となる場合)

第306条の4 オレンジカードは、不正行為の手段として使用したときは、無効として回収する。

- 2 前項の規定は、偽造したものを使用した場合に準用する。

(オレンジカードの様式)

第306条の5 オレンジカードの様式は、別に定める。

(再発行及び払いもどし)

第306条の6 旅客は、オレンジカードの紛失等による再発行の請求をすることはできない。

- 2 旅客は、使用開始前又は使用開始後のいずれであってもオレンジカードの払いもどしを請求することはできない。